

1-4

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

総発第83号 昭和24年3月2日

大学法案について(勧告)

政府は、大学法案作成のために新たに民主的な機関を作つてこれに諮問されたい。

右本会議総会の議決に基き、日本学術会議法第5条の規定によつて勧告する。

1-5

総発第88号 昭和24年3月3日

内閣総理大臣 吉田 茂 宛(各通)
国務大臣 本多市郎

日本学術会議会長 亀山直人

科学研究機関の行政整理について(申入)

政府が目下しようとしている行政整理は、わが国の財政確立のために止むを得ない措置であることは認めるが、科学研究機関についても一律に整理することは、甚しき弊害を伴うものである。いうまでもなく、科学研究の成果を挙げることは、わが国の再建のための捷径であり、また研究者の養成は一朝にしてできることではないから、行政整理に当つては、研究機関の機能を損傷しないように、特別の措置を講ぜられるように希望する。

なお、政府所管の試験研究諸機関の整備、統合ないし拡張をされる場合には、予め本会議の意見を徵されるように併わせて希望する。

1-6

文部大臣 高瀬 荘太郎 殿

総発第87号 昭和24年3月3日

日本学術会議会長 亀山直人

図書館法立案について(申入)

全国の図書館を整備拡充することは、わが国の文化の向上のために極めて緊要なことありますが、それには、図書館法を作り、その基準を示すことが必要であると思われます。

については、政府において、速かに図書館法の立案準備をすすめられるよう希望します。

なお、その際には、予め本会議の意見を徵されるよう併せて希望します。

1-7

商工大臣 稲垣 平太郎 (各通)
大蔵大臣 池田 勇人

昭和24年3月5日

日本学術会議会長 亀山直人

工業化試験研究員の復活について(申入)

日本学術会議は、経済9原則に即応する科学技術者の活用方策を急速に樹立する必要を認め第11委員会に付託してその成案を得べく審議を進めております。

本会議は、研究室における研究成果を工場における生産に応用して画期的にわが国の生産を増強することが経済再建に最も必要であると考え、前記委員会もこの目的達成のために如何に科学技術者を

活用すべきかその方策を樹立しようとしているものであります。

貴省工業技術庁が企図している工業化試験研究は経済復興のために最も適切なものと考えますが、承るところによればこれが為の研究費予算はその金額が削減された由であります。かくてはわが国の経済復興のため甚だ遺憾のことと存じます。

前記委員会からその決議としてこの工業化試験研究費の復活を強力に本会議よりも要請するよう提議がありましたのでこゝに右研究費の復活について格別の御配慮を下さるよう希望する次第であります。

1-8

昭和24年3月9日

人事院総裁 浅井 清 殿

日本学術會議会長 龜山直人

研究に従事する公務員の勤務時間について(申入)

政府所属の施設において研究に従事する公務員の勤務時間については、その職務の性質上、普通の公務員と同様取扱うことは不適当であるから、国立学校(附属の研究施設を含む)に勤務する教員と同様に取り扱われるようにお配慮下されたい。

右本会議第2回総会の決議に基いてお願いする。

(参照)昭和24年2月5日文部大臣から国立学校長宛の告示(文告11号)

1-9

總發第179号 昭和24年4月2日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

日本学術會議会長 龜山直人

工業技術庁の存続について(申入)

日本学術會議は経済9原則に即応して科学者、技術者を活用しわが国経済の復興を実現すべき方策を立案する目的を以て第11委員会を設置し目下その活動を開始して居ります。

今般同委員会は次の決議を行いました。今般行政機構の改革に當り、商工省工業技術庁を改組縮少するやに承りますがこれは折角わが工業立国の国策を施行する目途を以て商工省所属の凡ての試験研究機関を綜合し一体化して運営することを目標として設立せられた機構を根底より覆すものでありまして惹いてはわが国の原材料の生産増強、貿易の促進を具体的課題とする経済9原則の実現を困難ならしめるものと思考いたします。この見地から第11委員会は工業技術庁の存続を不可欠とするという決議を致しました。

就ては右趣旨に従い同庁の存続を特に御配慮せられることを希望いたします。

1-10

学術図書のユニオン・カタログの作成について(申入)

4月22日標記について国会図書館長に口頭により申し入れを行つた。